



請願第2号

2018年2月22日

二本松市議会議長様

二本松年金者の会会長 真弓五郎



紹介議員

斎藤 広二
平塚 與志一
菅野 寿雄

「年金を毎月支給すること」を

国の責任で実施するための意見書の提出を求める請願書

貴職におかれましては住民の暮らしと福祉の向上・増進のために日夜ご尽力いただき心より敬意と感謝を申し上げます。

私たち年金者の会は、地域の活性化のため、文化レク活動や、助け合い活動を通じて、一人ぼっちの高齢者をつくらないと仲間の絆を深めあっています。

厚生労働省は、2013年から今までの4年間で年金を3.5%も目減りさせました。さらにマクロ経済スライドを使って、これから30年余も削減させようとしています。

年金はそのほとんどが消費にまわります。年金削減は当該自治体の財政にも大きく影響します。また、私たちの暮らしは、生活費(光熱費、水道料、電話や新聞購読料など)は月単位で支出が求められること、つまりどの家庭も家計は一ヶ月単位で営まれています。

一昨年の臨時国会で年金受給資格期間は25年から10年に短縮され、約64万人の無年金者が年金を受給できるようになりましたが、私たちの当面の要求である毎月支給に関しては、相変わらずかたくなな態度をとり続けています。

この事態を打開するために、下記事項を実施するよう国への意見書を採択されるよう要請します。

記

請願事項

一、隔月支給の年金を国際水準である毎月支給に改めること。



以上

年金を毎月支給すること求める意見書(案)

厚生労働省は、2013年から今までの5年間で年金を3.6%も目減りさせました。さらにマクロ経済スライドを使って、これから30年余も削減させようとしています。

年金はそのほとんどが消費にまわります。年金削減は当該自治体の財政にも大きく影響します。また、市民の暮らしは、生活費(光熱費、水道料、電話や新聞購読料など)は月単位で支出が求められること、つまりどの家庭も家計は一ヶ月単位で営まれています。

一昨年の臨時国会で年金受給資格期間は25年から10年に短縮され、約64万人の無年金者が年金を受給できるようになりましたが、私たちの当面の要求である毎月支給に関しては、相変わらずかたくなな態度をとり続けています。ここで、あらためて年金を毎月支給することを強く要望します。

年金額の実質的低下に加え、消費税などの増税、公共料金のアップ、医療、介護の自己負担の増額、物価上昇など国民の生活維持・向上どころか圧迫・疲弊の一途です。

よって、国におかれましては、国民の命と暮らしを守り、人間としての尊厳を守る年金制度の確立に向けて、一層の施策の実施が図られるようお願いいたします。

記

一、隔月支給の年金を国際水準である毎月支給に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成30年3月 日

二本松市市議会議長 野地久夫

提出先

内閣総理大臣 安倍晋三殿

厚生労働大臣 加藤勝信殿